

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（（玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更【1】））」

2. 日 時：令和4年4月20日 14時00分～15時15分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力部長◎ 他6名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料 玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について 「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物の変更に伴う変更」

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料〔蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更〕（2022年4月11日面談資料）

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の畠山です。これより九州電力のSG保管庫に係る保安規定変更認可申請の申請を、
0:00:09	ヒアリングを開始したいと思います。
0:00:12	原子力成長からは、関企画調査官、鈴木主任審査官、西内審査官、ハタケヤマの4名で参加をいたします。対応いたします。
0:00:21	それでは九州電力から資料に基づいて、本申請の概要についてご説明のほどお願いします。
0:00:32	九州電力の佐野です。
0:00:34	本日は九州電力の方からは、
0:00:37	検証欠席部長のカネコ。
0:00:40	それ経年対策グループの石井課長、
0:00:45	レタスグループのアオキ。
0:00:47	原子力発電グループの
0:00:49	イノウエ、
0:00:51	A系、
0:00:52	計6名が参加しております。
0:00:55	当資料に基づきご説明させていただく前に、
0:00:59	今回、
0:01:01	玄海3号機で原子炉容器上部ふたの取りかえであったり、蒸気発生器を確保の共用化といったもの。
0:01:09	行ってますので、そちらの背景を説明してから今回の申請内容をご説明をしたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。
0:01:20	はい。概要の説明をお願いします。
0:01:29	原子炉規制庁畠山です。はい。概要程度で結構ですのでご説明いただければと思います。
0:01:38	九州電力の青木と申します。よろしく願いいたします。
0:01:42	それでは本申請の背景につきまして簡単にご説明をさせていただきます。
0:01:49	まず、原子炉容器上部ふたの取りかえの背景につきましてご説明させていただきます。
0:01:56	国内外の600ニッケル基合金を使用しております。原子炉容器の上部ふたの衛藤二上の応力腐食割れの損傷所損傷事例。
0:02:09	を踏まえまして、
0:02:11	信頼性のか、向上の観点から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	玄海3号機におきましても、耐応力腐食は0に優れるつぶれております。690件のニッケル基合金を使用しました。
0:02:26	原子炉容器上部ふたに取りかえる予定でございます。
0:02:31	あと、蒸気発生器保管庫のA棟等8日の経緯につきましてご説明いたします。
0:02:40	先ほどご説明させていただきました原子炉容器上部案取りかえ工事におきまして、取りかえた衛藤委員会3号機の原子炉容器上部ふた、
0:02:51	を蒸気発生量観光に貯蔵保管することとしてございます。その一方でですね、蒸気発生器の観光につきましては、
0:03:02	現在1号機、2号機共用、
0:03:06	の設備でございますので、
0:03:08	3、今回の原子炉容器の上部ふたを補完するために、1号機、2号機、3号機、
0:03:17	3で共用に変更する必要がございますので、
0:03:21	設置変更許可申請でしたり、設計及び工事の計画認可申請につきまして、にて衛藤、
0:03:29	共用化に必要な手続きをさせていただいた経緯がございます。経緯については、以上になります。
0:03:39	それでは引き続き、原子力、九州電力様です。それでは引き続き、4月11日に申請した、玄海原子力発電所の保安規定申請の概要について説明させていただきたいと思っております。
0:03:52	資料については、
0:03:54	表紙玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について、蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物の変更に伴う変更。
0:04:04	こちらの資料を用いてご説明させていただきたいと思っております。
0:04:09	まず、ページめくっていただいて、右肩1ページをお願いします。こちらの資料の目次となります。
0:04:17	まず最初に(1)の変更認可申請の概要についてで、
0:04:22	今回の
0:04:23	申請概要についてご説明させていただきます。
0:04:26	そのあと(2)、
0:04:27	保安規定の変更、変更内容について、こちらで具体的な変更内容のご説明をしたいと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:35	それではページめくっていただいて、右肩 2 ページをお願いします。
0:04:40	先ほどの経緯の説明と重複するのですが、
0:04:44	玄海原子力発電所にはもともと蒸気発生器保管高といったものがありまして、こちらには、下の図で示します通り
0:04:52	玄海 1 号炉及び 2 号炉の蒸気発生器であったり、炉内構造物、原子炉容器上部ふたといったものを保管しております。保管しており、玄海 1 号炉及び二子 2 号炉で、
0:05:03	オカ別の管理をしておりました。
0:05:06	今後玄海 3 号炉の原子力中部社取りかえに伴い、
0:05:10	蒸気発生器保管庫 1 号炉 2 号炉及び 3 号炉共用とし、
0:05:15	3 号炉の原子炉容器町ブースターの取りかえに伴い、取り外した原子炉容器上部サトウを、
0:05:21	蒸気発生器保管庫へ貯蔵保管することから、
0:05:25	保安規定の該当条文の変更を行います。
0:05:30	続きまして右肩 3 ページをお願いいたします。
0:05:35	先ほどご説明した内容については、西 22 年 4 月 11 日に変更認可申請を行っております。
0:05:42	案件といたしましては、
0:05:45	上記、
0:05:46	2 が二つありまして、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更。
0:05:53	もう一つは運用の変更に伴う変更に伴って、
0:05:57	保安規定の変更認可申請を行っております。
0:06:00	まず、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更ですが、
0:06:07	ちょっと繰り返しのご説明となりますが、蒸気発生器保管庫を 1 号炉 2 号炉及び 3 号炉共用とし、3 号炉の原子炉容器上部ふたの取りかえに伴い取り外した原子力上部サトウを、
0:06:18	普段不貯蔵保管することから、
0:06:21	保安規定第 1 編の第 98 条に放射性固体廃棄物の管理、
0:06:26	第 103 条の 2、
0:06:28	管理区域の設定改造、こちらの条文の変更を行っております。
0:06:34	また、運用の変更に伴う変更については、
0:06:37	蒸気発生器保管庫の共用化、及び保管対象物の変更に合わせて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:42	蒸気発生器保管庫内の、
0:06:45	廃棄物の管理であったり、管理区域の設定の高齢者を1号炉の課長から西郷の課長へ、木幡追加するといったことで、保安規定の第2編、
0:06:56	第2編の第29条の2、放射性固体廃棄物の管理、第35条の2、管理区域の設定解除、こちら二つの条文の変更を行っております。
0:07:10	続きまして右肩4ページをお願いいたします。こっから、具体的な、
0:07:16	変更の内容のご説明を行いたいと思います。
0:07:19	まず第1編からとなります。第1編の第98条の2、放射性廃棄物の管理。
0:07:27	こちらについては、
0:07:30	原子炉容器等二つ取りかえに伴い取り外した原子炉容器上部サトウを蒸気発生器ん。
0:07:35	蒸気発生器保管庫に保管することから、
0:07:39	下の表の変更後になりますが、
0:07:44	第98条の2の(3)。
0:07:47	原子炉容器上部ふた取替に伴い取り外した原子力常務サトウは、薄井第二課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が、
0:07:57	常盤セイキ保管庫に保管する。
0:08:00	こういった規定を追加しております。
0:08:04	ただ、同様の
0:08:06	理由により、
0:08:07	第98条の2、3項になります3項の(1)になりますが、
0:08:12	安全管理第二課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物並びに蒸気発生器を管区によるおける。
0:08:19	原子力常務サトウの保管状況を確認するために、1週間に1回、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫を遵守するとともに、
0:08:27	3ヶ月に1回、保管量を確認する。
0:08:30	というふうに、蒸気発生器保管庫の管理について、追加しております。
0:08:35	4項についても同様の追加を行っております。
0:08:40	続きまして、右肩5ページをお願いします。
0:08:44	こちら第1編の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:46	変更となります、第 103 条の 2。
0:08:48	管理区域の設定解除となります。
0:08:52	こちらにつきましても、原子力イトウ負担を取りは認めない。それを外した原子力上部サトウ蒸気発生器保管することから、
0:09:01	管理区域の設定というのを、安全管理第二課長に、
0:09:05	変更する、変更を行っております。
0:09:09	下の表の変更をご確認ください。
0:09:12	第 103 条の 2、2 項ですか。
0:09:15	安全管理第二課長は、管理区域をアベ柵等の各物によって区画するとか、標識オオエを受けることによって、明らかに他の場所と区別する。
0:09:25	こちら※1 で振っておりますが、
0:09:28	安全管理第二課長が、
0:09:30	管理区域として他の場所と区別する。
0:09:34	ところで蒸気発生器保管庫を追加しております。
0:09:39	続きまして右肩 6 ページをお願いします。
0:09:46	こちらから第 2 編の変更内容となっていきます。
0:09:50	まず、第 2 編、第 29 条の 2、放射性固体廃棄物の管理。
0:09:55	についてですが、
0:09:57	こちらは、蒸気発生器、
0:10:00	保管庫内の廃棄物の管理や、
0:10:03	廃棄物の管理の行為者を 1 号炉の課長から西郷の課長へ変更するといったことで、
0:10:11	第 29 条の 2、1 項の (4)。
0:10:14	の変更前をご確認ください。
0:10:17	もともとは、冒頭にもご説明しました通り、
0:10:20	蒸気発生器保管孔内にありました 12 号炉の蒸気発生器であったり、原子炉容器上部サトウといったものは、1 号炉の課長である挨拶安全課長が、
0:10:31	保管して管理を行っておりました。
0:10:34	これについても今回の
0:10:37	蒸気発生器保管庫の共用化等の変更に伴いまして、運用を見直し、変更後の、第 29 条の 2 (2) をご確認くださいなのですが、安全管理委員会、安全管理第二課長、34 号炉の課長が、
0:10:51	管理する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:52	運用へと変更となりますので、その変更を行っております。
0:10:57	こちらのページの以降3項以降の変更についても、同様の
0:11:02	内容となっております高齢者の行為者を、12号の課長から34号の課長へ移行追加を行っております。
0:11:10	続きまして、右肩7ページをお願いいたします。
0:11:17	第2編第35条の2管理区域の設定解除。
0:11:21	当分ですが、
0:11:23	こちらについても、蒸気発生器を観光の管理区域の設定の高齢者を12号炉の課長から34号炉の課長へ変更しております。
0:11:31	具体的な変更内容になりますが、変更前であれば、挨拶安全課長が、
0:11:37	管理区域として、蒸気発生器保管庫を他の場所と区別するといった旨を記載しておりまして、規定しておりましたが、
0:11:44	変更後をご確認いただきますとわかります通り、蒸気発生器、
0:11:49	排水安全課長は12号の間率、地方の管理区域、オカノ場所と区別するといった規定内容に変更しております。
0:11:59	最後右肩8ページをお願いいたします。
0:12:02	こちらが今回申請した内容の不足になった1編と第2編の不足となります。
0:12:07	こちらも同様のことを規定しており、
0:12:10	第1編の第98条の2、放射性固体廃棄物の管理及び第103条の2、
0:12:17	管理区域の設定解除並びに、
0:12:21	第2編の第29条の2、放射性固体はい。
0:12:25	放射性固体廃棄物の管理及び第35条に、管理区域の設定解除。
0:12:30	こちらの変更する条文については、蒸気発生器共管この共用化及び保管対象物の変更に係る障害検査確認。
0:12:39	終了日以降に適用することとし、それでは従前の例によるといった規定を追加しております。
0:12:46	簡単ではございますが、4月11日に申請した玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の申請概要についての
0:12:53	ご説明は以上となります。
0:13:03	原子炉規制庁の畠山です。それでは質問事項、事実確認、移りたいと思います。
0:13:10	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:11	今回の申請にあたって、前提条件としてご説明もいただいておりますが、
0:13:17	原子炉容器上ぶたの取りかえを行っていて、それを工事計画として、認可がおりていて辻岡も工事計画がおりていますと。
0:13:28	いう状況かと思いますが、その
0:13:30	蓋の取りかえであったり、それを運搬して、SGF関係の共用化して、それ入れますまでの間、それぞれの工程ですね、具体的に運搬として、
0:13:42	どういったことをするのかということも含めてですね。
0:13:45	ちょっと具体的な工程についてご説明いただけますか。
0:13:50	行う行為と、それがいつぐらいまでに行う予定なのかというちょっとスケジュール感をお願いします。
0:14:05	九州電力の青木と申します。
0:14:10	原子炉容器上部振ったにつきましては、
0:14:14	現在工場にて製作中でございます、
0:14:20	2023年度、
0:14:23	の衛藤。
0:14:25	3号機の
0:14:27	第17回定期検査にて、
0:14:31	原子炉容器上部ふたの取りかえ工事を実施いたします。衛藤李。
0:14:38	取りかえ工事で発生しました、旧品の上ぶたにつきましては、
0:14:47	蒸気発生量観光の方に運搬の方を行いまして、
0:14:52	保管をいたします。
0:14:57	具体的に、あと、
0:15:02	他に必要となる
0:15:06	蒸気発生器保管庫の共用化に必要な工事につきましては、
0:15:12	2022年度、
0:15:15	に実施をするような計画で、今考えてございます。
0:15:21	以上でございます。
0:15:28	はい。衛藤。
0:15:29	三井規制庁の竹山です共有化は2022年度で行って、で、
0:15:34	いう話。
0:15:36	別紙。
0:15:38	これは、
0:15:40	正確には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:42	付則にも書かれている通り、
0:15:46	いや違う。すいません。
0:15:50	まず 2020 年度に、定検等で事件とか使用前確認含めて行ってそのあとに、
0:15:58	V a R を切り出して、保管運搬して、保管しますっていうことだと思い、理解しました。で、
0:16:07	間違ったらちょっとまた指摘してください。この運搬に当たって、
0:16:14	具体的なその運搬の手順とか何か、各ちょっとここは、
0:16:19	ちょっとすべて調べきれてなくて申し訳ないんですけども、
0:16:23	工事計画の断面で、
0:16:26	何かしらの容器に入れて、
0:16:29	運搬をするっていう理解でよかったのかでちょっと事実確認と、
0:16:34	この運搬にあたって管理区域の自生してみたいなことが行われるかどうか。
0:16:39	どういうふうな形で、その運搬にあたって、どういうふうな、
0:16:45	作業というか、工程が発生するのかをちょっと具体化してご説明いただけますか。
0:16:55	はい。九州電力の青木です。
0:16:58	運搬につきましては、原子炉容器上部スターに
0:17:05	運搬中の汚染の広がりが起こらないように、専用の保管容器に梱包しまして、
0:17:15	運搬をいたします。で、運搬の際には、一時的な管理区域を設定いたしまして、蒸気発生器を敢行まで運搬をする。
0:17:27	ような、
0:17:30	法定でと考えてございます。以上です。
0:17:37	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:17:40	よければ今ご説明のあったその一時衛藤管理区域を一時停止ますといったところも含めてですね、ちょっとどういった範囲をどのようにするのかということがわかる範囲で、
0:17:50	ちょっと資料に落とし込んでいただきたいと思いますと思いますがそれは可能でしょうか、スケジュールも込みでちょっと。
0:17:56	示していただければと思うのですが。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	九州電力笠間です。わかりました。先ほど言われました運搬の手順で、管理区域の一次指定のルートであったり、そういったものを審査資料の方に追加して、
0:18:23	今度資料を提出させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
0:18:30	はい。お願いいたします。
0:18:40	続いて原子力規制庁の畠山です。これもちょっと事実確認でございますけれども、
0:18:46	S Gの観光の共用化の購入にあたって、今回追加されるのが、原子炉容器の宇和豚が一基追加されますということ。
0:18:57	だったかと思えますけれども、それにあたって、工事計画のS G保管庫の、
0:19:04	はい。
0:19:07	容量に関しては、今回、
0:19:10	5人では、
0:19:11	まぶたが一基追加されるということ。
0:19:14	と、あと、
0:19:16	その他廃棄物っていうものがもともと880平米分。
0:19:20	立方センチメートル分アルパ立方名とか、
0:19:24	あるということで、
0:19:25	出てますが、この廃棄物っていうのは今回V h rの取りかえに当たって、
0:19:31	その他廃棄物というものは出てこないと理解してよろしいのでしょうかちょっとまず、
0:19:36	この津本廃棄物でどういったものなのかっていうことと、
0:19:39	今回その藪田工事するにあたって、
0:19:43	要は、そのその廃棄物が出なかったというのがちょっとよくわからなかった部分なので、ちょっとよければ、この工認の断面のところですが、
0:19:51	相当廃棄物というのは、そもそもどういったものなのかということをご説明いただけますでしょうか。
0:20:00	はい。九州電力の青木です。
0:20:02	工事系架空の変更につきましては、
0:20:09	既工認からですねその他廃棄物の物量が880立米ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	記載ございまして、今回のV h rに伴うもの、その他廃棄物については、ございません。
0:20:30	よろしいでしょうか。
0:20:44	すみません、あと、補足ですけれどもその他廃棄物の内容物といったしましては、
0:20:52	玄海 12 号機で取りかえを実施しました。蒸気発生器、
0:20:58	等の
0:21:01	に附属しまして、給水配管。
0:21:06	でしたり、そういったものを
0:21:11	その他廃棄物として計上してございます。
0:21:23	原子炉規制庁畠山です。承知いたしました。ちょっとすみません先ほどその他廃棄物の数字具体的にちょっと申し上げましたが、
0:21:31	もしちょっとマスキングだったら、後程、これはマスキングさせていただきます。ちょっと機密情報だったら申し訳ございません。
0:21:42	今ちょっと普通の廃棄物の話をしていたのでちょっとこれを今回、
0:21:48	概要説明資料の 2 ページのところでは照らすと、
0:21:52	どの辺りに保管されているかということをお示しして、後程図示して、こちら辺りであることをちょっとお示しただけであればありがたいです。
0:22:12	加えてで、
0:22:16	今回追加される
0:22:19	宇和豚であったり、もともとあります。
0:22:24	その他廃棄物が、置かれた状況においても、SG 保管庫のその保管状態においてその巡視点検とかのスペースが確保されているかどうかも含めてですね。
0:22:34	図面等でちょっとご説明いただくとありがたいです。お願いいたします。
0:22:48	九州電力の佐野です。
0:22:51	まず、
0:22:53	その他の廃棄物がどのように保管されているのかについてと、あと、
0:22:59	それが巡視ルート、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	ソガワになっていないのか、そういったものを合わせて、審査資料の中に追加して、ご説明させていただきたいと考えております。以上です。
0:23:11	はい。お願いいたします。
0:23:14	西浦規制庁の畠山です。はい。お願いいたします。
0:23:28	続いてなんですけども、
0:23:30	原子力ハタケヤマです。
0:23:32	今、今回共用化にあたって、作業にあたって追加されるものは、V a Rだけということで理解いたしましたが、
0:23:41	このV a Rを今回、まず、運搬する人は誰なのかっていうのと管理する人誰なのかっていうことで言うと、
0:23:55	今回、運搬をするのは、
0:24:00	保修第二課長が、
0:24:02	運搬、
0:24:04	そして、
0:24:05	管理は安全管理第二課長が行うという理解で、まずちょっと事実関係として確認したいんですけども、よろしかったですでしょうか。
0:24:18	九州電力の青木です。その認識で問題ありません。
0:24:25	はい。ありがとうございます。で、その上でちょっと確認をしたいのが、
0:24:30	資料で言うと6ページのところなんですけども、
0:24:38	第2編の放射性固体廃棄物の管理においては、
0:24:43	例えばその持ち出す際の規定というものとか、
0:24:49	あとは管理する者に対して規定されておりますが、管理は一元的に、
0:24:55	安全管理第二課長が保管しますと言っていて、例えば持ち出す場合とかだと、
0:25:01	廃措置安全課長だったり安全管理第二課長が、
0:25:05	実施して、
0:25:07	何、あとは、衛藤。
0:25:09	ごめん。持ち出す場合は、
0:25:11	補修第二課長、或いは、
0:25:14	設備管理課長が持ち出しますってあたりだと思うんですけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:22	1編と2編で定義されている課長のそれぞれの具体的な役割っていうのはちょっと、
0:25:28	まずちょっとどういった課長が役割を持ってるのかってご説明いただきたいと思ってます。
0:25:44	九州電力の佐野でございます。
0:25:47	各課長の役割なんです簡単に説明しますと、
0:25:53	イシイ2号炉が、
0:25:55	管理する場所から、
0:25:56	34号炉が管理する場所に、
0:25:59	物を運搬するときっていうのは、
0:26:01	12号の課長挨拶設備管理課長であったり、廃止措置安全課長といったものが関わってきますんで、
0:26:10	そのあとの3号炉の課長が管理する場所から最後の課長。
0:26:17	もう管理する別の場所とかに移動する時っていうのは、
0:26:21	34号の課長である安全管理第二課長であったり、保修第二課長といったものが、運搬だったり管理っていったものを行う、運用として運用と今後変更する予定です。以上です。
0:26:43	原子炉規制庁の竹山です。
0:26:45	まずその
0:26:47	各課長の実態の役割を今御説明で認識いたしましたので、
0:26:53	それというのが保安規定にどう定められているのかってことで確認をしたいんですけども。
0:26:59	第1編。
0:27:01	第2編においては、まず、
0:27:06	例えば、
0:27:10	5、29条の2の第5項でいうと、
0:27:15	管理区域外に放射性廃棄物を運搬する場合の、実施公社は、
0:27:21	設備管理課長と保守第二課長。
0:27:24	の未明が、それぞれ行うということになってます。
0:27:28	で、
0:27:29	これが、
0:27:30	第1編だと。
0:27:33	この申請の、
0:27:35	範囲外ということなのか以下省略になっているかと思いますが、
0:27:40	4ページで見るとですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:41	これで第2編と第1編でどういう書き分けがされているかどうか ちょっと実態のその課長の役割と、
0:27:48	それが保安規定に書く。
0:27:50	切れてるかどうかという観点でちょっとご説明いただけますか。
0:27:58	九州電力の佐野です。先ほど例示いただきました5項についてな のです。第2編の5項についてですが、
0:28:06	こちらにつきましては、
0:28:08	設備管理課長及び保修第二課長というふうに12号炉、34号の課長 が併記されておりまして、こちらについてはですね、
0:28:18	ちょっと繰り返しのご説明になる部分もあるんですけども、
0:28:22	12号炉で発生した廃棄物、
0:28:25	これは12号炉の課長が管理してるところから出てきますので、そ ういったものを34号炉の課長が管理しております。廃棄物貯蔵 庫。
0:28:37	大体、運搬する際には、設備管理課長。
0:28:40	措置を講じて、
0:28:44	運搬を実施するというふうになっておりますそのあとに、を併記 して欲しい第二課長が書かれてるっていうのは、
0:28:50	その1号炉でファシリ廃棄物っていうもの、ものをですね、
0:28:55	ですので廃棄物倉庫も2ヶ所ありまして、その
0:28:59	34号炉で管理する廃棄物、廃棄物所属が2ヶ所ありまして、その 廃棄物倉庫から、もう一つの廃棄移ろう声。
0:29:07	運搬するとき、
0:29:09	こういった場合には、補修第二課長が、
0:29:12	真下の創造措置を講じて運搬する。
0:29:17	そういった運用となっておりますんで、第1編についてはです ね、変更がなくてですね、変更がない、変更がなくて
0:29:26	記載としては補修第2、現在また右肩6ページの5項を見ていただ いてと思うんですけども、
0:29:33	こちらの主語の設備管理課長がない状態です、保修第二課長は 管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は次の措置を講 じ、運搬前にこれらの措置の、
0:29:44	実施状況を確認するといった記載になっておりまして、
0:29:47	こちらについては、
0:29:48	廃棄物が発生するのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:50	34号炉。
0:29:52	で発生します34号炉で管理して34号炉のアジアで発生しますので、
0:29:58	34号炉から発生したものを、
0:30:00	34号炉の課長が管理している、廃棄物方向へ運搬しますので、何ていうんすかね。
0:30:11	のすべての運搬があつてですねすべての運搬は保守第二課長が、
0:30:15	行う運用となっております。ですので
0:30:18	二瓶については、保守第二課長が追加されていて、1編については変更がないといった形になっております。
0:30:26	以上です。
0:30:32	技師補規制庁の畠山です。ちょっとすみません、理解が追いつかなかった部分があるのでちょっと確認をしたいのが、
0:30:40	2編の29条の2の、
0:30:44	5項で行っている、保守第二課長の役割ってというのは、
0:30:48	何、何だったかをもう一度お願いできますでしょうか。
0:30:54	はい。九州電力浅間でございます。2編で行っている細井第二課長の運搬については、
0:31:01	34号炉の
0:31:03	34号炉にて管理している廃棄物所蔵庫っていいものは、
0:31:08	2ヶ所、
0:31:09	ちょっと待ち場所が近いんですけども2ヶ所ありまして、
0:31:13	ですので、
0:31:14	その例えば廃棄物と同行A廃棄物6Bというものがあるとしますと、
0:31:20	廃棄物貯蔵庫AからB廃棄物倉庫Bに運搬するときには、
0:31:25	保守第二課長が運搬、必要な措置を講じて運搬をするといった運用になっております。
0:31:34	以上です。
0:31:36	原子力規制庁畠山です。今のご説明だと、34号の設備から34号の設備に移動させるってことだと思うんですけども、
0:31:43	それは、
0:31:47	原子力設定なってきます。今のご説明だと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:51	34号の設備である廃棄物貯蔵庫から34号の設備である場合、もう一つの廃棄物貯蔵庫に移動させるってことだと思うんですけども、
0:31:59	それは第1弁とも重複するということですか。
0:32:05	ちょっとそこがよくわからなくて、
0:32:07	同じ内容が規定されているってことだったら、記載が、その1編と2編で分かれる理由がちょっとよくわかりませんし、
0:32:14	もし一辺倒に変で明確な書き分けがあって、
0:32:20	実際の役割分担が異なっているってことであれば、その分、
0:32:24	役割のところをもうちょっと詳細にご説明いただきたいと思うので、その資料をちょっと充実化いただきたいと思います。
0:32:43	九州電力の佐野です。
0:32:47	そもそもの違いとしては、12号炉で発生したものをどうするかっていったものを、にきて規定しておりますので、12号炉で発生したものを、
0:32:58	34号炉が管理するところに持っていくときには、
0:33:01	持っていく際には、1課系の課長がします。ただ、
0:33:05	持って行った後、34号炉の
0:33:08	管理している仮想の中で、運搬であったり移動する時っていうのは、
0:33:13	西郷ウノ課長が、
0:33:15	運搬等の措置を行いますというのが2編に規定されておまして、いっぺんに1、1辺につきましては、
0:33:24	34号炉で発生した廃棄物を、
0:33:27	その34号炉の、
0:33:29	人が管理している場所に場所を運搬して、
0:33:34	また34号炉の管理している。
0:33:36	廃棄物動向同士で運搬すると。
0:33:41	そういったふうになりますので、その廃棄物の観点で、
0:33:44	エピペンと日本では強固の書き分けを行っているというふうに、
0:33:49	認識していただけたらと思います。以上です。
0:33:55	技術次長竹山です。発生した場所と、
0:34:00	置かれている場所が、
0:34:02	によって、一遍電話の間にあるのかというところがわかりますという説明自体は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:08	認識しましたがちょっとそこは、
0:34:12	まず資料に起こしていただけますでしょうか。それを踏まえてちょっとそれが、
0:34:16	適切に規定されてるかどうかというのは、また後程確認をしていきたいと思います。
0:34:26	終わりました先ほど、九州電力のサノで先ほどご説明した内容について審査資料に追加して、再度資料を提示させていただきます。以上です。
0:34:36	はい。原子炉規制庁、畠山です。よろしく願いいたします。で、同じページ6ページのところでちょっと確認を。
0:34:47	確認をしたいのですが。
0:34:53	第2編、29条の2の、
0:34:56	4項のところで、
0:35:00	安全第2課長のところ、
0:35:03	安全第二課長は、貯蔵庫及び月次保管庫のみにつきやすい場所に、とその貯蔵庫が今回追加されているかと思っています。
0:35:12	今回で町道コガ共用化されているかどうか、ちょっとそこがちょっと目にわからなかったところですので、これ
0:35:23	今許可工認の段階で、共用化されているものなのかどうか、ちょっと冗談規制からどういう位置付けなのかということをご説明いただけますでしょうか。
0:35:38	九州電力の様です。貯蔵庫については、目標化されているものになりまして、
0:35:44	今回の変更についてはですね、
0:35:49	第1編側を見ていただきたいんですけどもですので右肩の4ページになるんですけども、
0:35:58	言い方は4ページの4。
0:36:00	方で、
0:36:01	もともと変更前なんですけど、安全管理第二課長と同行の三つ目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するというふうに規定しております、
0:36:11	今回、RVの信田取りかえに伴って、蒸気発生器にそれを保管するというので、
0:36:18	蒸気発生器保管庫、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:20	についても安全管理第二課長が管理上の注意事項を掲示する運用となつてまして変更後の通りの記載というふうに、変更後の記載の、
0:36:28	記載となっております。で、
0:36:30	これを見たときと、
0:36:34	ページをすいません何度も戻っていただいて申し訳ないんですけども右肩6ページなんですけども、
0:36:41	4項なんですけども、もともとは、排出地へ変更前であれば、磯知安全課長は、蒸気発生器の上のつきやすい場所に会場について掲示するっていうので、
0:36:52	規定しております、こちらの管理対象者が蒸気発生器保管、安全管理第二課長。
0:37:00	そういうふうに変更まして、変更後の記載になるんですけども、そうなってきたときに、1編と2編では五つ安全管理第二課長が、
0:37:09	管理上の注意事項を提示する場所が磯コガ。
0:37:13	イメージで出てるようにも見えますので、わかりやすさの観点から、これについては、どうこうといった記載を追加させていただいているという形になっております。
0:37:23	こちらは以上です。
0:37:28	原子炉規制庁立山です。規定上として相反規定の趣旨については理解しました。一方でちょっと、
0:37:37	第2編のところに保管庫を入れていいかどうかというのは、上段規制、今ご説明の中では共用化されていますということを受けていたので、
0:37:45	そこはちょっと事実確認をしたいと思っておりますので、よろしければこの
0:37:52	保管庫のところ、12号も含めて共用化されているところってのは、どの段階で、
0:37:58	認可がおりてるかどうかというのは、調べることができるようであれば
0:38:03	ちょっと発話いただきたいと思えますしちょっとすぐ難しいということであれば、
0:38:08	ちょっと資料の方にですね、
0:38:11	また落とし込んでいただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:21	吸収力九州電力の佐野です。
0:38:25	すみません、確認ですか。秋谷審査官が言われてるのは
0:38:31	廃棄物貯蔵庫の話でよろしかったでしょうかそれであればですね、ちょっと今すぐに、いつ許可されたのかっていうのはちょっとわからないので、審査資料に、
0:38:41	いつ、共用化されたのか、そういったものがわかるものを追加して、再度提出しさせていただきたいと思っております。以上です。
0:38:50	原子炉規制庁武山です。はい。よろしく申し上げます。私先ほどちょっと述べていたのは、S G F関係ではなくその前に書かれている、ちょうどここって書かれている、この部分になりますので、
0:39:01	ご認識いただければと思います。
0:39:23	平井福田様です。了解いたしました。
0:39:44	原子炉規制庁島山です。
0:39:49	最後に、
0:39:52	議会、今いただいている玄海の審査資料のところでちょっと確認をしたいのが、
0:39:58	今回、後ろの方ですね、
0:40:01	ちょっと、
0:40:02	ページで言うと通しページの、
0:40:05	45 ページからですかね。
0:40:13	41 ページから、
0:40:17	設工認に抽出された運用の内容の制定の、今回、
0:40:21	補足説明資料の3としてご提出いただいているかと思えます。
0:40:26	で、
0:40:27	この反映の考え方として、
0:40:31	ざっくりと今回出ているものが、
0:40:38	実後任として、汚染拡大防止等、
0:40:43	火災防護ですか。
0:40:45	がまず抽出されているかと思えますけども、
0:40:48	衛藤。
0:40:50	今回のS G保管庫、
0:40:53	の、
0:40:54	本店の変更において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:57	その抽出されるべきものというのが、網羅されているかどうかという観点で確認したいんですけども。
0:41:04	例えば、
0:41:11	購入の段階で、
0:41:16	生体遮へいとかも含めて、確認はされているかと思えますけども、
0:41:21	この
0:41:23	抽出にあたって、ちょっとどのように抽出されているかどうか、ちょっと網羅されてるかどうかという観点でちょっとところの説明をいただければと思います。
0:41:55	九州電力佐野です。少々お待ちください。
0:42:08	ちょっと説明が、
0:42:44	九州電力の青木です。
0:42:49	先ほど資料、43 ページ。
0:42:53	審査資料の 43 ページ、通し番号 43 ページをお願いいたします。
0:43:05	入れております。
0:43:07	はい。こちらに
0:43:10	工事計画からの保安規定への反映の考え方について、
0:43:15	整理しております、
0:43:26	5 ポツの基本設計方針の作成にあたっては必要に応じ、
0:43:33	すいません。
0:43:37	資料中段の方に
0:43:39	上記の整理を踏まえというふうにございますけれども、
0:43:46	玄海原子力発電所 3 号機、3 号炉の設計及び工事計画認可の基本セキ方針記載事項のうち、従来から新たに保安規定に定める。
0:43:58	棟の追求している箇所については、抽出。
0:44:02	すべて抽出を行い、本規程に規定をするというような形で、
0:44:10	抽出を行ってございます。
0:44:14	ので、網羅的に抽出されているという認識です。
0:44:20	以上です。
0:44:32	原子炉規制庁畠山です。ちょっと確認をさせていただきたいのが、
0:44:38	玄海の設工認の中の基本設計方針で、
0:44:43	保安規定に定めるっていう旨が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:45	追加された部分だけ規定するということでしたでしょうかという時に、
0:44:59	麻生宗。
0:45:15	そうです。はい。
0:45:18	それだけじゃないよねってこと。
0:45:25	後の、また、
0:45:46	はい、具体的なもくろんでいこうとします。
0:45:50	笹委員。
0:46:03	でもそれって
0:46:05	設工認で新たに追加した場合、
0:46:13	そうですね。
0:46:16	原子炉規制庁高見です。少々お待ちください。
0:46:52	原子炉規制庁畠山です。
0:46:56	今ちょっとご説明いただいた中だと設工認で新たに保安規定に定める旨が追記されていたら抽出される、それ以外ないってご説明があったように聞こえたんですけども、
0:47:07	下の段では、また、
0:47:11	本当に定める旨明記してなかったとしても、
0:47:14	今回新たに追加してるとかそういうことではなく、
0:47:19	空疎の
0:47:20	基本設計方針とか、添付書類とかで、
0:47:23	運用し管理する等の記載によって、明らかに運用面で、
0:47:27	担保すべきと考えるものについても充実を行いますということを書かれていたかなと思って、これも含まれるという前提。
0:47:35	だと思ってますで、
0:47:37	その前提の上で、
0:47:40	例えば公認でいうところの、
0:47:44	廃棄物貯蔵設備、
0:47:47	あと、技術基準規則の40条でいうところの
0:47:51	今回の設計方針として、
0:47:56	新たに、
0:47:57	原子炉容器の上ぶたを貯蔵することとか、
0:48:01	それによってその汚染が広がらないこととするというのは、
0:48:07	これは運用ではなく設計ですべて落とし込まれているってことでしょうか。運用も含まれるのかなと思ってたんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:16	これを設計、
0:48:17	伸びでしようかちょっと確認をお願いします。
0:48:30	九州電力の青木です。
0:48:35	汚染の、ババ5. の拡大防Cにつきましては、
0:48:43	すいませんし審査資料の4歳目。
0:48:46	ページの46ページをお願いいたします。
0:48:52	そうです。
0:48:56	設工認の記載内容の欄になります。
0:49:01	こちらに汚染の拡大防止強い措置を講ずることに、
0:49:06	よりっていうことで、
0:49:09	アンダーラインを引いてある。
0:49:12	箇所になりますけれども、容器に封入または梱包、或いはタンク貯蔵による汚染拡大防止措置を講ずるること。
0:49:21	によりっていうところにアンダーラインを引いてございますけれども、こちらについては、右側の保安規定に
0:49:31	当期抽出をいたしまして、
0:49:34	原子炉容器上部ふた取替工事に伴い発生した原子炉議長布田藤は、
0:49:42	補修第二課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、
0:49:46	という記載に落とし込んでおります。
0:49:51	ので運用で担保しております。
0:49:54	以上です。
0:49:56	失礼しましたここ、今、例示挙げたものをご説明済みでした。申し訳ございません。
0:50:02	その上で、今回、I V Rは、
0:50:08	保管容器に格納をされて、それは、
0:50:13	生体遮へいとして、工認の中で確認をしていいですか。
0:50:18	年間50マイクログレイを超えないように遮へい設計してますっていうところ、ここは、
0:50:24	もう運用ではなく、もうすべて設計の中で担保してます。なので、
0:50:28	今回の工認からの落とし込みはないという整理でしょうか。ちょっとその整理もあわせてお願いします。
0:50:38	九州電力の青木です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:41	はい。ご認識の通りで生体遮へいについては、設計の方で担保している事項にございなりますので、保安規定側での抽出はございません。
0:50:55	はい。
0:50:57	技師規制庁畠山です。ご説明承知しました。
0:51:00	ちょっともう1点確認をしたいんですけども、ちょっと戻って恐縮ですけども、6ページにちょっと戻っていただければと思います。概要説明資料の、
0:51:15	ここの29-2の、
0:51:20	(4)ですね。
0:51:21	ここ今回、宇和豚のところは、
0:51:25	汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、S字保管庫に保管しますっていうのと、
0:51:31	あとは、
0:51:33	炉内構造物は遮へい機能を有する構成の保管容器に収納した上で保管しますって書かれているかと思えますけども、
0:51:44	これでその遮へい機能いうスルー。
0:51:47	保管容器に収納するっていうのは、炉内構造物等だけではなくて、
0:51:51	今回、VTRも、
0:51:54	格納するのかなと思うんですけども、これとこの読み方といいますか。
0:52:00	汚染の広がりの防止の子。
0:52:02	だけでよかったのかどうかですね、ちょっとその、
0:52:05	簡単にご説明いただけますか。
0:52:12	九州電力の青木です。
0:52:14	まず炉内構造物取りかえに伴って発生する炉内構造物。
0:52:21	については、遮へい機能を有する
0:52:25	病気、
0:52:26	放射性廃棄物の運搬容器ということで、
0:52:34	容器自体に遮へいの機能を持った、
0:52:37	ものを、を使用しております。で、一方で原子炉容器の上部ふたを保管します容器につきましては、
0:52:47	汚染の広がりを防止する措置のみ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:52	期待をしてございますので、あと佐伯の期待する容器ではございません。
0:52:59	以上です。
0:53:10	水規制庁竹山です。障壁の所、江藤に期待してないということで承知いたしました。
0:53:19	と、
0:53:20	町引き継ぎ確認させていただきます。私からは以上です。
0:53:37	衛藤規制庁ニシウチですけど、
0:53:44	ちょっといろいろお聞きしたいんですけど今一番最後にあった話から1個だけですけど、今の遮へいの話に関しては、
0:53:53	確かにおっしゃるように、要目として、遮へいの要目として登録してるのはいわゆるコンクリート平均の建屋、建屋というかちょうどこの
0:54:03	遮へい体だけを補助遮へいとして登録していて、今回の蓋を入れる保管容器ってのはまず遮へい機能として登録してませんと。で、
0:54:13	その上で、公認の生体除去能の説明生体遮へいの説明書を見ると、保管容器これ入れた状態で、評価はしていると思うんですけど、
0:54:25	これはいわゆる何て言うんですかね。
0:54:31	いわゆる遮へいさっき説明された通りですけど、入っているだけであって、あくまで遮へい機能っていうものはここでは特に期待をしていない、そういう単純に入っている条件でやっているけども遮へい機能を持たせていないっていう説明だと理解していいんですよって一応念のための確認なんですけど。
0:55:01	九州電力の青木です。
0:55:03	ご認識の通り、
0:55:08	道具負担の濫用間いについては支社駅の対応し、
0:55:14	していない状態で、
0:55:17	設定をしております。
0:55:19	以上です。
0:55:21	規制庁西内です了解しました。ちょっと生体遮へいの計算書とかまた読んで何かお聞きしたいことがあればお聞きします。
0:55:28	あとちょっと全体的な話にちょっと戻ってるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:35	最初にハタケヤマから確認した運搬の具体的な手順とか、管理区域の話とかの部分なんですけど、
0:55:44	まずこれ次回 2023 年度の最初の定検って言いましたその定検期間内にすべて終わるようなイメージでももちろんやられるっていう理解でいいんですよね。
0:55:54	具体的にこれ何ヶ月くらいの想定なんですけど。
0:56:26	九州電力の和気です。少々お待ちください。
0:56:34	ちょっと時間かかりそうであれば、
0:56:38	次回のヒアリング資料とかに入れてもらう形でもいいんですけど、ちょっと説明いただくにあたって具体的なスケジュール感も含めてちょっとご説明をいただきたいっていうのと、
0:56:47	あと一次指定する管理区域の場所なんですけど、それと容器を運搬するルート、
0:56:55	容器が通るところは全部 1 時管理区域みたいな形で指定するっていうようなイメージを持ってればいいんですかね。
0:57:04	それとも何か部分的に設定するようなイメージなのかそこだけちょっとまず教えて欲しいなんですけど。
0:57:18	九州電力の技術、すみません、確認して後日ご回答する方ちにさせていただきますね。
0:57:27	承知しましたよろしくお願ひしますで、説明いただくにあたって、具体的な運搬手順、蓋の取りかえ、取り外し手順の部分からちょっと具体的な手順がわかるような形でちょっとお願ひをできればと思っで、
0:57:41	ちょっと私ちょっとあまりイメージがついてないのがですね、そもそも蓋、宇和歌って制御棒の駆動装置とかくっついてるくっついてるといふくっついているじゃないすか。
0:57:51	制御棒の駆動装置は今回いじらないんですよね。
0:57:55	だからそこら辺を何かそもそもどうとまず取り外して、
0:57:58	どこでよ、どこで容器に入れて、どう運ぶのかとか、何かそういうその具体的な手順がちょっとわかるようなイメージでちょっと工事の流れを説明して欲しい。
0:58:07	イメージは保安規定審査基準とかにも書いてますけど、結局放射性廃棄物といふ放射性物質のその管理っていうものをどうするかっていう観点で一応全体の工程を把握をしたいっていう趣旨な

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のでそこはちょっと丁寧にちょっと具体的なものをちょっと説明 いただきたいんですけどって言うところですね。
0:58:28	九州電力の大城です。コメントの趣旨、理解しました。
0:58:33	審査資料に反映して説明させていただきます。
0:58:38	はい、よろしくお願いします。
0:58:42	うん。あと冒頭のそのハタケヤマとのやりとりの中の説明の中で 何か共用化の工事は、2022年度にやるっていう発言があったと思 うんですけど。
0:58:53	共用化の工事ってこれ何を指してるんでしたっけ。具体的な工事は これ発生しないと思ってたんですけど。
0:59:03	九州電力の青木です。
0:59:07	蒸気発生器保管庫の共用カーに関する工事につきましては、
0:59:13	安全避難通路に必要な誘導灯の設置でしたり、通信連絡設備を設 置するような、そういった附属のものがございますので、
0:59:26	その続設備の設置が、の工事を実施いたします。
0:59:32	以上です。
0:59:33	規制庁西内です了解しました。まず貯蔵庫自体の側は何も変わら ないって思っているですよまずそこは間違いありません。
0:59:45	九州電力の青木です。はい。ちょうど建物自他の変更する工事は ございません。
0:59:52	以上です。規制庁西内です。了解しました。
0:59:56	あとは、うん。衛藤。
1:00:01	ちょっとあと具体的なこれ管理のイメージになるんですけど、ち よっとさっきのハタケヤマとのやりとり聞いててちょっとよくわ からなかったところがですね、
1:00:10	2編側の話で、
1:00:12	12号で発生した廃棄物を、
1:00:16	まず、
1:00:22	12号で発生した廃棄物を、
1:00:25	まず設備、
1:00:29	ちょっと待ってくださいねすみません。
1:00:32	まず設備管理課長が12号で発生した廃棄物を、はい。ちょうど34 号所管の貯蔵庫まで持っていきますよ。
1:00:42	違うは1234共用の貯蔵庫まで持っていきますよ。そのあとに何 か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:47	それを
1:00:49	宇佐見本郷の貯蔵庫に持っていくときには、補修第二課長がやるようで、そういう説明でよかったんですけどつけます。
1:01:00	九州電力の佐野です。はい。ご認識の通りです。
1:01:04	規制庁西内です。何かイメージとしては、うん。何て言うんですかね。12号で発生した廃棄物があるじゃないですか。
1:01:14	それで12号由来の廃棄物で12号の背番号的なイメージでいうと12号の背番号がついて回るイメージかなと思っていて、それで多分最終的な処分をするまでの間は、ずっと何か12号の
1:01:26	課長の管理下にあるのかなってちょっと思ってたんですけどそうではないってということなんですかね。
1:01:32	要は三、四、1回何ですかね廃棄物貯蔵庫とかに入れた瞬間に、34号の方の何か課長の何か所管に移るっていうそういうことなんですかね。
1:01:43	九州電力の佐野でございます。その認識の通りで、その廃棄物の管理としては34号炉の課長が行う。
1:01:52	もしその運搬するとかってなったときの、
1:01:56	これは34号炉から発生した12号炉から発生した、今その扱いは変わらないですね12号炉から発生したものという形で、
1:02:03	運搬をされますけどもそこら辺の運搬の管理とかっていうのは、西郷瑠乃課長が行うこととなります。以上です。
1:02:10	そういう意味で言うと、背番号的な話は常について回るんだけど、
1:02:17	1回書道廃棄物を貯蔵して保管してると、他を始めた以降は、もうその34号の安全、すいません補修第二課長か。
1:02:27	345という加茂補修第二課長が12号由来のものも、345ぐらいなものをまとめて廃棄物が管理するってそういうイメージなんですかね。
1:02:35	1回サノ保管のステージに移った後の話としてはっていう。
1:02:40	九州電力の佐野です。そのご認識の通りです。以上です。イメージは理解しましたちょっとまずさっき畠山から具体的にどうい う、どの課長が何をやるのって話があったと。そういうのを審査書に落としてねって話があったと思うんですけど、ちょっとそう いう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:57	何て言うんですかね、12号で発生した廃棄物の流れと、34号で発生した廃棄物、今回のSG保管庫の話座間二田と思うんですけどそれはどういう、
1:03:07	流れで、誰が管理するのかっていう何かイメージが中瀬線図みたいな感じですかね何かイメージがわかるようにちょっと説明をいただければと思います。
1:03:16	今まさに何かやりとりさせていただいたような内容がちょっとわかるように書いていただければと思うんですけど。
1:03:21	それでお願いしていいですか。
1:03:25	九州電力の佐田です。土橋江藤先ほどご説明したような内容を線図に落とし込んで、1例として、
1:03:33	お示しできればなと思っております。以上です。うん。はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。例示で示すにあたっては今回まさにSG保管庫の共用化の話なので、SG保管庫に登場するものとかを例示として挙げていただければイメージはわかりやすいかなと思いますので、
1:03:49	そういう形でちょっと説明をお願いします。
1:03:52	あとうん。1点、1編と2編の関係をちょっと聞きたかったんですけど。
1:04:01	結局1編と2編はさっきどこかの説明の中に何かリンクをさせ、
1:04:07	ているみたいな話があったと思うんですけど、これ結局1編と2編同じものを書いている、それとも、例えば今さ、今さっきの話でいうと、1編の方には34号由来の放射性廃棄物の話を書いていて、
1:04:19	2年の方には12号由来の放射性廃棄物の話を書いていてとかそういう話なのか、それとも両方とも1234全部セットで書いてますということなんかこれはどっちでしたっけ。
1:04:32	九州電力の佐野でございます。そちらについてはですね先ほど来言われました通りで、125ぐらいのものなのか345従来のものなのか、こういった観点で、
1:04:43	書き分けていくものっていうのを基本としております。以上です。
1:04:48	規制庁西内です。了解しました。であればなんんですけど。うん。今回のパワポの、
1:04:57	4、4ページ目、4ページ目の部分ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:04	4 ページ目はこれいっぺんの 34 号の話ですよねと。
1:05:10	で、
1:05:11	今、例えばどこでもいいんですけど、(3) のところ、
1:05:15	第 98 条の 2 の (3) のところだと、原子炉容器上部ふた取替に伴い取り外した上部ふた等はって書いてるじゃないですか。
1:05:24	で、一方で、これサイショハタケヤマが確認したように、3 号としては結局不確か発生しないんですよ。
1:05:31	何か
1:05:33	さっき今野説明を聞くと、何か保安規定がそうになって内容は三、四、三、四号由来のもの以外も一遍に含まれているように見えるんですけど、
1:05:43	そこら辺がちょっと整合がよくわからなくてですね。
1:05:46	なのでさっき言ったようなまず具体的に、
1:05:49	どういう管理をしているのか、それをどう保安規定に落とし込んでいるのかっていうのがわかるような審査資料を最終的にはもらいたいと思っている。
1:05:56	ていうのがこれまで確認した内容の大きな趣旨なんですけど、
1:06:00	今のちょっと問題意識を踏まえてちゃんと回答できるような審査資料を作ってもらってもいいですか。
1:06:13	九州電力の青木です。
1:06:15	先ほど、パワーポイントの 4 ページの (3) の、
1:06:21	ところですけども、
1:06:24	ヒコウ委員からその他の廃棄物は変更ないっていうような説明をさせていただきましたけれども、こちらで書いてございます原子炉容器上部ふた等につきましても、
1:06:35	その等の中身としまして、先ほど工事の
1:06:41	スケジュールのところにもお話あったと思うんですけど、制御棒クラスター黒駆動装置、
1:06:46	もう含んで、
1:06:50	上部ふたと含んで、保管容器に入れて、状況は生協観光に貯蔵いたしますので、その分の等、
1:06:59	ということで記載をしてございます。
1:07:04	以上です。
1:07:06	規制庁西内です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:08	言いたいことはわかりました。一方でですね、補その説明って果たして何か許可工認とか含めていろいろ整合性通るかっていうのをちゃんと九州としても確認して欲しいんですけど。
1:07:20	これ例えば工認の要目表を見てもらえばわかりやすいんですけどね。
1:07:24	公費の要目表を見てもらうと、S G保管庫の中に何を保管しますかっていう容量設定が書かれていますけど、
1:07:31	蒸気発生器と原子炉容器上部ふたと、
1:07:35	炉内構造物と、あとその他廃棄物しか書いてないですよ。
1:07:39	その状況を踏まえて今の説明ができるのかとかですね、ちょっとよく考えていただいて、ちょっとまず審査書に起こしてもらってもいいですか。
1:07:51	九州電力さんですから先ほどの管理を踏まえて審査資料に落とし込んでご説明させていただきたいと思います。
1:07:58	はい。ちょっとニシウチです
1:08:01	はい。よろしく申し上げます少なくとも今の説明だけ聞くと、蓋っていうものに、
1:08:06	蓋、
1:08:09	以外のものを、
1:08:11	S G町動向に、すいませんS G保管庫に、何か補完するようなことが何か施工認とも整合性もとれないなとちょっと感じたところですので、
1:08:21	そこら辺も含めてちゃんと説明いただけるようにお願いします。
1:08:25	で、えっとですね、今まさに話したこの保管対象物の話なんですけど、
1:08:30	先畠山が後任からの町地猪抽出の説明の部分あったと思うんですよ。
1:08:37	で、
1:08:37	当間保安規定として運用に定めるとかそういう子等は、明確にまで落としますと、その上で運用に関係する、明らかになって書いてますけど、
1:08:48	明らかに運用に関係することも抽出して書きますって言われたと思うんですよ実際この資料にも書いてあると思うんですけど、
1:08:55	そうしたときに、この工認の要目表に書いてる保管対象物の話って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:02	これって運用にも関係するんじゃないかなあと思うんですよね。そういう意味で、ここからの落とし込みっていうのが保安規定にできてないから何か今みたいなちょっと保安規定の読み方に整合性がないように感じてしまう。
1:09:15	とっていて、ちょっと何を工認から保安規定に中、落とすべきなのか、っていうところの対象も含めてちょっと整理をして審査資料にまとめて欲しいっていうオーダーを出したいんですけど、理解いただけますかね。
1:10:16	九州電力の佐野です。被災内容については、こちらで検討して、
1:10:23	資料に追加したいというふうに考えております。以上です。
1:10:29	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます
1:10:34	要目ベースはさすがに何か運用じゃなくて設計範疇だよなっていう言いたい気持ちはすごいわかるんですよね。一方でさっき私が聞いたような何か整合性とかが取れてないよなっていう部分が懸念として出てきてしまうので、
1:10:48	ここの資料として落とせというよりは、ちゃんとそこら辺も含めて包含して説明して、審査資料として最後まとめてもらえば結構ですので、落とし方とか説明の仕方は
1:10:58	お任せをしますというところで衛藤。
1:11:02	よろしいでしょうか。
1:11:10	はい九州電力の佐田ですね設置許可から方に、保安規定、
1:11:15	この流れで何をどのように保管している、保管するのかっていうのを、整合性としてご説明できるような資料を作成したいと思います。以上です。
1:11:25	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
1:11:29	あと最後に私から1点だけなんですけど
1:11:33	これはさっき畠山が聞いた話の中でちょっともう少しだけ聞きたいっていうだけなんですけど、ちょうど、
1:11:40	後、
1:11:41	初動廃棄物貯蔵庫のことなのかな。2編の方で、安全管理第二課長を追加することに伴って、貯蔵庫及びとかって追加してもらってる部分の貯蔵庫の話なんですけど。
1:11:54	この貯蔵庫って何かさっきの説明聞くと何かリンクづけだけみたいな説明も聞こえたんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:03	ちょっとこれファクトだけまず教えて欲しくて、この貯蔵庫には12号由来のものも、345由来のものも置かれる。
1:12:10	貯蔵こうと書いていいんですかね。
1:12:16	余剰電力の佐野です。そのご認識の通りです。規制庁西内です。了解しましてありがとうございます。
1:12:23	江藤すいません私が聞いたことも含めてちょっとその全体像がわかるように審査資料をちょっとまとめてもらえればと思いますよろしくお祈いします私からは以上ですのでハタケヤマさんに1回戻しす。
1:12:41	原子炉規制庁島山です。
1:12:43	衛藤。
1:12:44	水木社長側から、事実確認を行う事項は以上になります。何点か、資料の修正をお願いしているかと思ひますけども、今お話できる範囲で、資料の修正のスケジュール等、ご説明できるようにしたらちょっとお願いいたします。
1:13:12	何点か修正箇所を通じ後の新規追加箇所が、すいません九州電力の佐野です。何点か資料の追加であったり修正箇所があります。
1:13:21	ますので、
1:13:22	ちょっと東京支社を通じて、資料の提出時期等については、調整させていただけたらと思ひます。
1:13:29	以上です。
1:13:34	原子炉規制庁の竹山で承知しました。では東京支社通じてまた事務的に、いつごろ提出できるかどうかというのを、別途検討した上で、御説明等、連絡いただければと思ひます。
1:13:45	その資料を確認した上で、改めてヒアリング、
1:13:49	等を行いたいと思ひます。事実確認を進めたいと思ひ、思ひますのでよろしくお祈いいたします。
1:13:55	全体を通して原子炉規制庁側からは以上ですが、九州電力から何かございますでしょうか。
1:14:13	九州電力笠間です。こちら九州電力から九州電力側からは、当然追加の質問等ありません。以上です。
1:14:23	はい。では本日のヒアリングは終了させていただきます。本日はありがとうございました。
1:14:30	ありがとうございました。
1:14:32	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。